主

原判決を破棄する。

被告人を罰金千円に処する。

右の罰金を完納することができないときは、金弍百円を壱日に換算した 期間被告人を労役場に留置する。

この裁判の確定した日から式年間右刑の執行を猶予する。原審及び当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

論旨第三点について。

しかし、原判決の挙示する証拠を綜合すれば、被告人が原判示のごとくA方墓地の入口においてその内部に向い暫時放尿する格好をした事実を認めるのに十分である。なるほど本件における重要な証人であるところのBの供述は捜査の段階におけると原審におけると当審におけるとで若干ずつその内容が変つてきている。しかしながら、それにもからず同人の供述は少くとも被告人が前記のように放尿の勢をしたのを目撃したという一点において信用するに値するものであり、しかも、本件においてはさらに信憑力ある証人Cの供述がこれを裏付けているのである。これに反し、被告人に有利な所論D、E、Fらの供述はにわかに措信し難く、その他一件記録を精査検討してみても所論のように原判決が虚無の事実を認定したものとは到底考えられないから、論旨は理由がない。

論旨第一点について。

(その他の判決理由は省略する)

(裁判長判事 大塚今比吉 判事 山田要治 判事 中野次雄)